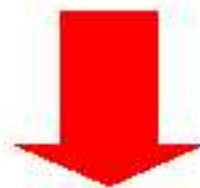


迅速な日本の知財裁判の例

例 ソーテック事件

パソコンのデザインを模倣したとして、アメリカのパソコンメーカーが、日本のパソコン開発、販売会社に対して、当該パソコンの製造、販売の差止めの仮処分を求め、仮処分が認容された後に、本案訴訟で和解成立

H11. 8. 24
仮処分申請



H11. 9. 20
仮処分決定（差止め認容）

終局まで、
約1か月弱



仮処分決定を契機に、
H12. 1. 14 本案訴訟で和解成立

（日経産業新聞 1999年9月21日付第一面より）